

東京ウィメンズフラグ 令和3年度コーディネート研修（基礎編）

配偶者暴力相談支援センターの取組

荒川区子育て支援課 羽田絵美

荒川区配偶者暴力相談支援センター(以下支援センターと表記)の機能整備について

設置年月日 平成27年11月9日

施設の種類 子育て支援課・男女センター

機能整備の根拠規定等 荒川区配偶者暴力相談支援センター
事業実施要綱

支援センター機能整備のきっかけと経緯

支援センターの機能整備については、区の「配偶者暴力及び被害者保護のための計画」の中で検討することとなっていたが、実際の相談対応から避難、自立支援までを担当している婦人相談主管課で、支援センター機能を持つことの必要性を強く感じ、庁内調整を行った。

支援センターの運営について

	子育て支援課	男女平等推進センター
センター開設時間	月～金 8:30～17:15（土日、祝日、年末年始は休み） カウンセリングのみ、第2土曜日は実施	
職員体制	係長・婦人相談員 3名	所長・職員 2名・心理相談員（委託）
業務内容	①相談②安全確保・一時保護 ③自立支援④保護命令制度援助 ⑤居住施設援助	①カウンセリング
連携会議	年2回実施 子育て支援課・男女平等推進センター・福祉事務所・保健所・ 児童相談所・教育委員会・保育課・学童主管課・戸籍課・税務課・国保主管課・ 高齢者福祉課・障害者福祉課・区内3警察・民間団体・母子生活支援施設・宿所提供施設	
相談の傾向	以前から外国籍（中国・フィリピン・韓国・タイ等）の女性からの相談が多いが、 コロナ禍以降、さらに割合が増えている。	

支援センター業務の実績

	H28	H29	H30	R1	R2
DV相談件数 (電話相談含む)	1112	772	642	778	785
緊急一時保護件数	26	17	14	17	10
相談事実証明書発行 件数 (住民票支援措置に 関する意見書を含 む)	31	23	25	27	31
保護命令 書面提出件数	0	0	0	0	0

支援センターの機能整備をしたメリット

- ①相談者がDV証明発行を必要とした際に、すぐに発行できるようになった。
- ②連携会議において関係機関と具体的な支援策を協議できるようになった。
- ③支援センターの機能整備により、関係機関のDV被害者支援についての理解が深まり、支援センターに情報が入りやすくなった。

機能整備による効果的な連携例

- 警察署が、アルコール依存の夫によるDV案件を扱っており、夫の支援について、連携協議会で関係機関と情報交換をしたところ、保健所の「酒害相談」に繋げることができた。
- コロナによる特別定額給付金の対応や、コロナワクチンの対応など、協議会を通じて関係機関に周知を図ることができた。